

# この4月、変わります！

## 社会保険労務士法人

# いとうADR人事労務便り

## 法改正 臨時号①

4月からの法改正事項を簡単にまとめました。

健康保険料率の改正、64歳以上の方の雇用保険料の免除が廃止されます。雇用保険料控除をお忘れなく。

働き方改革、残業時間にご留意ください。2/19 伊藤

お問合せ ☎04-7100-1811

### 2020年（令和2年）4月 法改正

■ 2020年3月（4月納付分から） 協会けんぽの健康保険料率が改正されます。

2020年度 健康保険料率 単位% 介護保険料は全国一律 1.79%（変更前は 1.73%）

	変更前	変更後	保険料は労使折半
千葉県	9.81	9.75	引き下げ
茨城県	9.84	9.77	引き下げ
東京都	9.90	9.87	引き下げ
埼玉県	9.79	9.81	引き上げ

※ 標準報酬月額（原則、年に一度決定し直します）にこちらの料率をかけて保険料を算出します。

■ 2020年4月から 雇用保険（1週に20時間以上勤務は年齢に関係なく加入）

#### 高年齢者の雇用保険料免除が廃止に

毎年4月1日時点で満64歳以上の雇用保険加入者（高年齢者）の雇用保険料は免除になっていましたが、この3月31日をもって廃止されます。高年齢者（64歳以上）で雇用保険加入にしている場合は、2020年4月支給の給与から雇用保険料を控除してください。

※具体的には 4月支払い給与から控除（ただし、3月末締め4月支払いは5月支払給与から）

- この4月から 民法（債権関係）の改正により 貸金請求権 付加金 改正民法と同様5年。経過措置により当面3年に。年休の時効は2年で変わりません。
- この4月から 年金額 0.2%の増額
- 育児休業給付金 給与の8割支給に（予定） 現在は6ヶ月まで67%で以後50%支給
- 働き方改革関連 残業時間の規制・36協定・同一労働同一賃金（派遣社員含む）など。